

第1回 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会	資料2
令和4年7月28日	

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ

開催要綱

1. 趣旨

令和4年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)において、児童福祉司の任用に係る要件として、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものが追加されることとされた。

また、この新たに児童福司の任用要件に位置付けられる内閣府令で定めるものに關し、令和3年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日公表）においては、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすることとされており、この認定資格について、取得のために受講すべき研修の課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め、「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」を開催した。

検討会における意見や主な論点等を踏まえて、検討会の開催要綱2の（4）に基づき、「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 子ども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
- (2) 子ども家庭福祉に係る研修の課程
- (3) ソーシャルワークに関する研修の課程
- (4) 試験の内容及び方法・試験の頻度
- (5) その他

3. その他

- (1) 本ワーキンググループは、厚生労働省子ども家庭局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、ワーキンググループを統括する。
- (3) 本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本ワーキンググループは率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、会議資料及び議事概要を会議後速やかに公表する。ただし、本ワーキンググループの議論の過程では、既存の国家資格の個別のカリキュラムや講師に係る評価等についても言及がありえるところ、そのような場合に会議資料及び議事概要を公開することは、構成員間の率直な意見の交換を阻害するおそれがあるほか、既存の国家資格の評価等に関し、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。このため、座長が必要と認めるときは、会議資料及び議事概要の一部を公表しないものとすることができるものとする。
- (5) 本ワーキンググループの庶務は、子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。
- (7) ワーキンググループで得られた成果は、「子ども家庭福祉の認定資格の取得に関する研修等に関する検討会」に報告する。

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ

構成員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
村松 幹子	全国保育士会 会長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和氣 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授